管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月14日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第11号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年岩手県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表(第2条、第3条関係)				別表(第2条、第3条関係)			
	組織	職員			組織	職員	
[略]					[略]		
知	本庁	企画理事 部長 復興局長 会計管理者		知	本庁	企画理事 部長 復興局長 会計管理者	
事		I L C 推進局長 出納局長 統括調査		事		I L C 推進局長 出納局長 統括調査	
の		監 理事 技監 副部長 副局長 担当		の		監 理事 技監 副部長 副局長 担当	
事		技監 企画室の室長 首席調査監 総務		事		技監 企画室の室長 首席調査監 総務	
務		室長 総合防災室長 首席ふるさと振興		務		室長 総合防災室長 首席ふるさと振興	
部		監 地域振興室長 県北・沿岸振興室長		部		監 地域振興室長 県北・沿岸振興室長	
局		国際室長 交通政策室長 科学・情報		局		国際室長 交通政策室長 科学・情報	
		政策室長 台風災害復旧復興推進室長				政策室長 台風災害復旧復興推進室長	
		オリンピック・パラリンピック推進室長				オリンピック・パラリンピック推進室長	
		廃棄物特別対策室長 若者女性協働推				廃棄物特別対策室長 若者女性協働推	
		進室長 医療政策室長 子ども子育て支				進室長 医療政策室長 子ども子育て支	
		援室長 医師支援推進室長 定住推進·				援室長 医師支援推進室長 定住推進・	
		雇用労働室長 ものづくり自動車産業振				雇用労働室長 ものづくり自動車産業振	
		興室長 観光・プロモーション室長 競				興室長 観光・プロモーション室長 競	
		馬改革推進室長 県産米戦略室長 首席				馬改革推進室長 県産米戦略室長 首席	
		I L C 推進監 総括課長 総括調査監				I L C 推進監 総括課長 総括調査監	
		調査監 儀典調整監 総務事務センター				調査監 儀典調整監 総務事務センター	
		所長 地域企画監 国際監 医師支援推				所長 地域企画監 国際監 総括新型コ	
		進監 競馬改革推進監 県産米戦略監				ロナウイルス感染症対策監 医師支援推	
		会計指導監 課長及び担当課長(部局等				進監 競馬改革推進監 県産米戦略監	
		若しくは出納局又は室課等の人事、給与				会計指導監 課長及び担当課長(部局等	
		又は服務に関する事務を総括する者に限				若しくは出納局又は室課等の人事、給与	
		る。) 法務・情報公開課長 総務室の				又は服務に関する事務を総括する者に限	
		特命課長 給与人事担当課長 組織担当				る。) 法務・情報公開課長 総務室の	
		課長 調査担当課長 予算担当課長 管				特命課長 給与人事担当課長 組織担当	
		財課の管理担当課長 職員福祉担当課長				課長 調査担当課長 予算担当課長 管	
		審査課長 主任主査及び主査(部局等				財課の管理担当課長 職員福祉担当課長	
		又は出納局の主管室課等において人事、				審査課長 主任主査及び主査(部局等	
		給与又は服務に関する事務を担当する者				又は出納局の主管室課等において人事、	

に限る。) 政策企画部の主任主査及び 主査(調査に関する事務を担当する者に 限る。) 秘書課の主任主査及び主査(秘書の事務を担当する者に限る。) 総 務室の主任主査及び主査(法務に関する 事務を担当する者に限る。) 人事課の 給与人事又は組織に関する事務を担当す る主任主査及び主査並びに人事又は給与 に関する事務を担当する主任及び当該事 務の企画を担当する主事 財政課の主任 主査及び主査(財政改革又は予算調製に 関する事務を担当する者に限る。) 管 財課の主任主査及び主査(庁舎管理に関 する事務を担当する者に限る。) 管 財課の主任主査及び主査(庁舎管理に関 する事務を担当する者に限る。)並びに 守衛長

「略]

[略]

給与又は服務に関する事務を担当する者 に限る。) 政策企画部の主任主査及び 主査(調査に関する事務を担当する者に 限る。) 秘書課の主任主査及び主査(秘書の事務を担当する者に限る。) 総 務室の主任主査及び主査(法務に関する 事務を担当する者に限る。) 人事課の 給与人事又は組織に関する事務を担当す る主任主査及び主査並びに人事又は給与 に関する事務を担当する主任及び当該事 務の企画を担当する主事 財政課の主任 主査及び主査(財政改革又は予算調製に 関する事務を担当する者に限る。) 管 財課の主任主査及び主査(庁舎管理に関 する事務を担当する者に限る。) 並びに 守衛長

「略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規則は、公布の日から施行する。